

一般社団法人国東市観光協会の行事の共催及び後援、広告に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人国東市観光協会に対して行事の共催及び後援、広告掲載の承認(依頼)申請があった場合における承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 展覧会、講演会、研究会、競技会その他の集会又は催物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義の使用をもって支援することをいう。
- (4) 広告 国東市観光の宣伝に大きく貢献するものであること。

(承認の基準)

第3条 行事の共催又は後援の承認は、次の各号に掲げる承認基準に該当すると認められる場合に行うものとする。

(1) 主催者・広告掲載者についての承認基準

- ア 国、地方公共団体及びその機関並びにそれらの連合体であること。
- イ 新聞社、放送局等の報道機関であること。
- ウ 福祉、文化、環境、地域づくり、スポーツ、産業振興等の分野で市行政の円滑な推進に寄与する事業を行っている公益法人及びその他の団体(宗教団体又は政治団体を除く)であること。
- エ アからウに掲げるものを除く団体のうち、公共的性格を有し、かつ、主催者の存在及び基礎が明確で事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- オ 協会加盟団体、観光関連団体等が行なう催事であること。

(2) 事業内容についての承認基準

- ア 協会の運営方針に反しないものであること。
- イ 事業の目的が、協会の施策の推進に寄与するもので、公益性があるものであること。
- ウ 営利を目的とする行事は、共催をせず後援とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行事については、共催又は後援をしないものとする。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (2) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれがあると認

められるもの

(申請の手続等)

- 第4条 協会の共催又は後援を申請しようとするものは、共催（後援）承認申請書（様式第1号）を、行事の開催日の1週間前までに会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認、不承認を決定し、共催（後援）承認（不承認）を通知（様式第2号）するものとする。
 - 3 会長は、前項の承認について条件を付すことができる。

(報告)

- 第5条 会長は、必要があると認めるときは、共催又は後援する行事の主催者に対し、共催（後援）行事实施報告書（様式第3号）の提出を求めることができる。

(承認の取消し)

- 第6条 会長は、共催又は後援の承認をした行事が、第3条に規定する承認の基準に反するものであることが判明したときは、その承認を取り消すものとする。
- 2 会長は、前項の規定により共催又は後援の承認を取り消したときは、共催（後援）承認取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補則)

- 第7条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成27年7月1日から施行する。

一般社団法人国東市観光協会長 様

申請者 団体名
住 所
氏 名
電話番号

共催（後援）承認申請書

下記のとおり行事の共催（後援）の承認を受けたいので、一般社団法人国東市観光協会の行事の共催及び後援に関する規程第4条第1項の規定により申請します。

記

1. 行事の名称
2. 主催・共催・後援者名
3. 行事の趣旨及び概要
4. 会場及び日時
5. 参加予定者数及び参加の方式
6. 添付資料
 - (1) 主催者（団体）の概要説明書
 - (2) 行事の開催要領（計画書）
 - (3) 収支予算案
 - (4) ポスター・広告・賞状等

年 月 日

様

一般社団法人国東市観光協会
会長

共催（後援）承認（不承認）決定通知書

平成 年 月 日付で申請のありました下記行事について、後援承認（不承認）を決定しましたので、一般社団法人国東市観光協会の行事の共催及び後援に関する規程第4条第2項の規定により通知します。

記

1. 行事の名称

2. 会場及び日時
会 場：
日 時：

3. 理由（不承認の場合のみ）

4. 条件等（後援の場合）
 - (1) 国東市観光協会は、この行事に要する経費を負担しません。
 - (2) 国東市観光協会が後援する旨を表示した印刷物等を作成する場合は、あらかじめその原稿を国東市観光協会事務局まで届け出てください。
 - (3) 申請内容に変更が生じたときは、直ちに届け出てください。
 - (4) その他特記事項

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

一般社団法人国東市観光協会長 様

申請者 団体名
代表者氏名

共催（後援）行事実施報告書

貴協会共催（後援）の行事を下記のとおり終了しましたので、一般社団法人国東市観光協会の行事の共催及び後援に関する規程第5条の規定により報告します。

記

1. 行事の名称
2. 主催・共催・後援者名
3. 会場及び日時
4. 収支決算書

第 号
年 月 日

様

一般社団法人国東市観光協会
会長

共催（後援）承認取消通知書

年 月 日付けで申請のありました下記行事について、共催（後援）承認を取り消すことに決定しましたので、一般社団法人国東市観光協会の行事の共催及び後援に関する規程第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 行事の名称
2. 会場及び日時
3. 取り消しの理由